

北信越フットボールリーグ運営要項

1. 名 称

本会を北信越フットボールリーグ（略称HFL：以下リーグと言う）と称する。

2. 目 的

リーグ加盟チームは、相互の切磋により北信越地域の水準向上及び普及・振興に努め、あわせて日本フットボールリーグ（略称JFL）に加入し得るチームの育成を目的とする。

3. 事務局

- 1) リーグとして事務局長を1名おく。

4. 構成とチーム数

- 1) 1部8チーム、2部8チームとし、ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- 2) 上部リーグからの降格や、上部リーグへの昇格等当該年度に不測の事態が生じた場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 3) 入替
 - ① 1部と2部、2部とチャレンジリーグの入替戦は行わない。
 - ② 上部リーグからの降格や、上部リーグへの昇格等不測の事態が生じた場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 4) 1部リーグへの昇格は、2部の2位チームまでとする。

5. チーム資格

- 1) (公財) 日本サッカー協会第1種登録チームで各県サッカー協会及び社会人連盟に登録済みであること。
- 2) リーグ運営要項を守り、リーグ運営を円滑に遂行する能力を有すること。
- 3) 実行委員会の決定した日程に従って、競技を継続的に行う能力を有する事。
- 4) リーグ開催のため競技場を確保できること。
- 5) 3級以上の帯同審判員を1名以上有していること。
- 6) 資格について疑義が生じたときは、実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。
- 7) 同一経営母体による複数チームのリーグ参加は各部1チームとする。

その場合は下記の点に留意する

 - ① 参加前に実行委員会の承認を得ること。
 - ② 選手及びスタッフ等運営に関わる人員は重複してはならない。
 - ③ 同一経営母体の昇降格の決定について。上記については、北信越社会人サッカー連盟の意見を聞き、実行委員会で審議決定とする。

6. 選手資格

- 1) 「5 チーム資格」に規定するチームに所属する選手であること。
- 2) 外国協会籍であった選手を登録する際は、国際サッカー連盟（FIFA）の定める規約に従い、（公財）日本サッカー協会の承認を得る事。但し、サッカーを職業としない選手にあっては、所定の手続きにより（公財）日本サッカー協会の承認を得るものとする。
- 3) 外国籍選手の登録は5名まで選手登録を認め、試合開始前のメンバー提出時に登録できる人数は交代予定者を含め3名迄とし、3名が同時に出場できる。
- 4) 資格について疑義が生じたときは、実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。
- 5) （公財）日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合同一「クラブ」内の チームであれば、複数のチームから選手を参加させることを可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。第1種・シニア年代の選手は適用対象外とする。2種登録選手は5名まで選手登録を認め、試合開始前のメンバー提出時に登録できる人数は交代予定者を含め3名迄とし、3名が同時に出場できる。選手登録にあたっては、承認書と一緒に提出すること。

7. 委員会及び委員選出

- 1) リーグは北信越社会人サッカー連盟の統括をうける。
- 2) リーグには下記委員会を設ける。なお、各委員は実行委員長が委嘱し総会で報告する。

実行委員会

実行委員長（規律委員長）・・・・・・1名

実行委員・・・・・・5名（リーグ加盟チームの各県より1名）

事務局長・・・・・・1名

会計委員・・・・・・1名

アドバイザー・・・・・・若干名

規律委員会（実行委員長、北信越社会人サッカー連盟理事長、北信越サッカー協会審判委員長）

- 3) 実行委員は北信越社会人サッカー連盟及び加盟チームからの選出とする。
- 4) 監事はリーグ外部（会計担当県）から2名招聘し、実行委員会で決定し総会で報告する。

8. 委員の任期及び手当

- 1) 各委員の任期は2年とする。ただし再選をさまたげない。
- 2) 委員に欠員を生じた場合は、「7 委員会及び委員選出」に基づき補充する事が出来る。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3) 委員会出席時には手当を支給する。なお額については別途定める。

9. 会議の種類

本リーグ会議は、実行委員会と総会とし規律委員会等その他の委員会は必要に応じて行なう事とする。

10. 権 能

- 1) 実行委員会は、次の事項を決議する。
 - ①事業計画及び収支予算に関する事。
 - ②事業報告及び収支決算に関する事。
 - ③要項の制定改廃に関する事。
 - ④実行委員の選任及び解任に関する事。
 - ⑤チーム及び選手の資格に関する事。
 - ⑥その他、リーグの運営に関わる事項に関する事。
- 2) 規律委員会は次の事項を議決する。
 - ①選手の懲罰に関する事。
 - ②チームの運営の懲罰に関する事。

11. 会 計

- 1) 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2) リーグの運営費は、参加費、寄付金及びその他の収入を持って支弁する。
- 3) 加盟チームは、実行委員会で定めた参加費（48万円）をリーグ指定期日までに納入しなければならない。
- 4) 新規加盟チームは実行委員会で定めた入会金（10万円）をリーグ指定期日までに納入しなければならない。尚、加盟費は返却しない。
- 5) 降格後、1年で再昇格した場合は新規加盟扱いとしない。

12. リーグ登録

- 1) 加盟チームは、「5 チーム資格」に規定されたチームで、「11 会計」に規定する会費をリーグ指定期日までに納入しなければならない。ただし（公財）日本サッカー協会から新年度電子選手登録証が届くまでは、旧年度電子選手登録証を使用する。また、役員、チームスタッフの登録は20名までとする。
- 2) 選手の追加登録は、（公財）日本サッカー協会に追加登録申請をし、到着した電子選手登録証（写真付）の写しを事務局に提出し、リーグ登録を完了する事。（リーグ開催中は毎週水曜日締切り）
※追加登録選手の出場は電子選手登録証の発行が確認され、事務局が承認してからとする。
- 3) 登録選手数は制限されない。ただしリーグ戦に出場登録できる選手数は18名までとする。
- 4) プロ契約選手の出場を認める。
- 5) ユニフォームは、（公財）日本サッカー協会の規定に準ずる。
 - ①本リーグに登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - ②ホームチームは、ホーム用のユニフォームを原則着用することができる。

- ③正・副の2色については明確に異なる色とする。
 - ④主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ⑤前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ⑥アンダーシャツの色はユニフォーム（シャツ）の主たる色と同じものに限る。
 - ⑦アンダーショーツおよびタイツの色はユニフォーム（パンツ）の主たる色と同じものに限る。
 - ⑧ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいはアンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの主たる色と同じものに限る。
 - ⑨リーグ開催期間中にやむを得ない事情で変更する場合は、各県サッカー協会経由で所定の手続きを実施し、事務局にも提出すること。なお、ユニフォーム広告を付与する場合は、各県サッカー協会経由で（公財）日本サッカー協会の承認を得ていること。
- 6) 登録選手には番号を付し、事務局に提出する。また、その番号はユニフォームの番号と同一とし、変更がある場合も事務局に提出し、所定の手続きをすること。

13. 移 籍

- 1) 選手の移籍は、（公財）日本サッカー協会選手移籍規定に従うものとする。
ただし、同一経営母体チームでの当リーグ内での移籍は、1選手シーズン中1回のみとし、移籍期間については、前期終了時点までとする。
- 2) リーグ開催期間中の移籍を認める。
- 3) リーグ開催期間中の海外チームとの移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会海外移籍登録の承認を得たものに限り認める。

14. 組合せ及び日程

- 1) 日程及び組合せは実行委員会にて立案し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 2) 日程及び組合せ、会場並びに時間変更については、原則として認めない。やむを得ない事情で変更した場合は実行委員会に文書によって申請し、その理由が妥当であると判断した場合のみ、変更を認めることがある。その場合は、実行委員会の指示に従って連絡等、試合に必要な準備を完了する事。
- 3) 決定された組合せ及び日程は北信越サッカー協会並びに北信越社会人サッカー連盟で決定される行事日程の関係で、一部修正されることもある。
- 4) リーグ戦は、原則として毎年4月より10月までの間に実施する。
- 5) 天災等による開催延期等の不測の事態が発生した場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。緊急の場合はこの限りではない。

15. 試合形式

- 1) フィールドは原則として天然芝、若しくは人工芝とし、ピッチは 105 m× 68 mが望ましい。
- 2) ホームアンドアウェイ方式で行う。
- 3) 試合時間は 90 分（前後半 45 分、インターバル 15 分）とし、前半終了 15 分後を後半キックオフ開始時刻とする。
- 4) 試合のエントリーは 18 名以内とし、「12 リーグ登録」が完了した選手で、かつ、電子選手登録証を有する者とする。（追加・移籍選手についても同様とする）
- 5) GKを含め5名までの交代が認められる。交代を行うことができる回数はハーフタイムを除き、3回までとする。

但し、交代予定者7名を試合開始100分前までにエントリー用紙に記入し提出する事。

- 6) 脳震盪による交代（再出場なし）の追加について
 - a. 1 試合において、各チームは最大1人の「脳震盪による交代」を使うことができる。
 - b. 「脳震盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているにかかわらず、行うことができる。
 - c. 「脳震盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは（脳震盪に限らず）いかなる理由であっても「追加の交代要員」を使うことができる。
 - d. 脳震盪で交代した選手で、脳震盪でなかったことが医師の診断書で証明できる場合に限り次戦の出場を認める。
- 7) 外国籍選手は交代予定者を含めて3名までを試合登録し、内3名までの出場を認める。
- 8) 勝者には3・引分けには1・敗者には0の勝点をそれぞれ与え勝点の多い順に順位を決める。ただし、勝点が同一の場合は次の順序により最終順位を決定する。
 - ①全試合のゴールディファレンス（得点－失点）
 - ②全試合の総得点数
 - ③当該チームの対戦成績（イ. 当該チーム同士の勝点 ロ. 当該チーム同士のゴールディファレンス ハ. 当該チーム同士の総得点数）
 - ④反則ポイント
 - ア 退場1回につき2ポイント
 - イ 警告1回につき1ポイント
 - ウ ベンチにいる交代要員、またはチームスタッフに対する処分も、ポイント加算の対象とする。
 - ⑤抽選
- 9) 不戦勝・不戦敗の取り扱いについて

不戦敗チームの得点及び勝ち点は0点とし、不戦勝チームの得点に3点を加え、勝ち点は3を与える。
その後の処置については規律委員会の決定による
- 10) ホームチームはリーグ指定の公認球を7ヶ使用しマルチボールシステムを採用する。
- 11) 競技規則は、原則当該年度の（公財）日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- 12) 国際サッカー連盟（F I F A）においてルール改正等があった場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、当リーグ運用開始時期を決定し、適用する。

- 13) 1部リーグ優勝チームは「全国地域サッカーチャンピオンズリーグ」への出場権利と義務を得る。
- 14) 試合会場までの往復においての事故又は、試合中の選手の死亡事故等について、本リーグでは一切の責を追わない。

16. 試合運営

- 1) リーグ戦はマッチコミッショナーが全てを統括する。
- 2) 試合運営はホームチームの運営委員が全てを統括する。
- 3) 試合開始 100 分前までにエントリー表（5 部）を提出する。（提出後、試合開始前までは不測の事態等によりメンバーの変更（交代ではない）を認める場合がある。）
- 4) 試合開始 90 分前にピッチインスペクションを行う（マッチコミッショナー・審判団・運営責任者）
- 5) 試合開始 70 分前にマッチミーティングを開催する。
- 6) マッチミーティングには以下の者が出席する。
 - ① マッチコミッショナー
 - ② 審判団（主審、副審、第 4 の審判）
 - ③ 両チーム監督及び運営委員またはチームスタッフ。やむをえない場合においてマッチコミッショナーが認めた場合のみ、チーム代表者が出席できるものとする。
 - ④ ホームゲーム運営責任者
- 7) マッチミーティングは下記の事項を確認する。
 - ① 選手資格の確認：マッチコミッショナーはあらかじめ提出され確認した電子選手登録証（写真付）をまとめた出力紙及びエントリー表（各チーム提出のリーグホームページ選手登録表と照らし合わせて確認する。）についての確認をする。
 - ② 出場停止者の確認・・・前節までの記録をホームゲーム運営責任者が用意する。
※ホームチームは前節までの順位表や警告退場の累積一覧を用意する。
 - ③ ユニフォームの確認・・・正副 2 着を必ず持参し主審の判断を仰ぐ。
 - ④ 試合形式及びタイムスケジュールの確認・・・ホームゲーム運営責任者の電波時計に合わせる。
 - ⑤ 試合前後（ハーフタイム含む）のイベント確認
 - ⑥ 競技場の確認
 - ア 競技場内外の区別・・・報道関係進入区分も併せて確認。
 - イ 補助員の確認・・・ホームチームがボールパーソン 6 名以上及び担架要員 4 名以上を手配する。
 - ウ ベンチの確認・・・本部席よりピッチに向って左がホームチームとする。
 - エ ベンチ入りの確認・・・交代選手 7 名＋役員 6 名（監督、コーチ、トレーナー、通訳等）の 13 名以内とする。なお、交代選手はビブス着用のこと。
 - オ アップ場所等の確認。
 - カ サポーター等観客に対しても進入区分や応援エリア等明確にする。
 - キ 本部席・記録席・選手ロッカールーム・審判員控室・会議室の確認。
 - ク 競技者及び運営者と観客並びに報道機関等との導線確保。

ケ 横断幕掲出場所の確認

コ リーグ旗及びリーグバナーを掲出する。

サ チーム旗を掲出することが望ましい。

⑦試合中のベンチからの指示・・・その都度1名を認める

8) 運営委員は事前にマッチコミッショナーや審判団に、ホームゲームのタイムスケジュール等、連絡を行う。

9) ホームチームより記録員を2名以上記録席に派遣し所定用紙に試合記録を記入する。

10) 試合終了後、運営責任者は試合記録の確認・署名したのち、アウェイチームにも確認を取り、主審・マッチコミッショナーの順に確認・署名してもらい、公式記録として完成させる。

※アディショナルタイム表示についてはJFA統一表記とする。

11) 試合終了後直ちに試合結果速報を事務局までメール連絡する。

12) 試合翌日正午までに試合記録をリーグホームページ入力する。

13) ホームチームは緊急対策を確認しておく。

14) 試合中断時の対応、前半終了時の場合は成立。試合の中止は、主審がマッチコミッショナー、ホームチーム及びアウェイチームの運営委員（運営委員代理）の意見を参考の上決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチームの運営委員が協議の上決定する。

15) 監督は有資格者（JFA 公認指導者級C級以上）とする。

16) 試合時、スポーツドリンクの給水を認める。但し、使用グラウンドの規定に順ずるものとする。

17) 気温28℃を超える時期は、飲水タイムを設けることが望ましい。

① WBGT 28℃を超えた場合は、必ず飲水タイムを設けることとする。

② WBGT 31℃を超えた場合は、必ずクーリングブレイクを行うこととする。

③ その他、気温の上昇が考えられる場合は、マッチコミッショナー、主審、運営責任者が対応を協議する。

18) マッチコミッショナー報告書及び緊急報告書については、指定先へ当日中にメールする。原本を控えとし当日担当マッチコミッショナーにて保管することとする。

17. 表 彰

成績に応じて次のとおり表彰する。

1) チーム表彰

①優勝・・・・・・優勝旗（1部のみ）優勝カップ・表彰状

②2位・・・・・・表彰状

③3位・・・・・・表彰状

④フェアプレー賞（15ポイント以下）・・・・・・表彰状

ア 警告・・・・1ポイント

イ 退場・・・・3ポイント

ウ 1試合中に警告1回+退場の場合・・・・4ポイント

エ 1試合中に警告2回による退場の場合・・・・3ポイント

オ 次試合の出場停止・・・3ポイント

カ その他 フェアプレーにそぐわない事象があった場合は、実行委員会に諮りポイントを決定する。
(ポイント数にかかわらず、受賞権利はく奪等)

2) 個人表彰

- ①最優秀選手・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品
- ②得点王(10点以上)・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品
- ③アシスト王(8点以上)・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品
- ④優秀レフェリー賞・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品
- ⑤優秀監督賞・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品
- ⑥優秀選手賞(各ポジション1名ずつFW,MF,DF,GK)・・・・・・・・・・・・・表彰状・記念品

3) 表彰式を行う。レセプション等の必要性を判断し各種会議に合わせて開催してもよい。

4) 優勝旗、優勝カップは優勝チームが保管し、次年度開幕時にリーグに返還する。

5) その他、特別に表彰を必要とする場合は、実行委員会に諮り決定する。

18. 罰 則

1) 棄権

規律委員会が調査し、故意と判断できうる場合は実行委員会で審議決定し、リーグから除籍する。不可抗力と判断できうる場合は、実行委員会に諮り再試合とする。再試合の場合、会場の確保及び経費は、当該チームの負担とする。

2) 没収試合の取り扱いについて

没収されたチームの得点及び勝ち点は0点とし、没収時点で相手チームの得点に3点を加え、勝ち点は3を与える。その後の処置については規律委員会の決定による。

3) 累積警告数が3回になった選手・役員は、次の1試合の出場を停止する。

4) 退場処分を命じられた選手・役員は、北信越フットボールリーグ規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退場となった選手は、同一大会の公式戦で処分を消化する。2試合以上の停止処分年度内に消化できない場合は、直近の公式戦にて消化。それでも消化できなければ次年度に持ち越すこととする。長期に渡る処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。

5) 差別については(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き規律委員会で決定する。

6) 運営要項の不履行が生じた場合は、原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。ただし、重要事項については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。この結果を受けて、実行委員会が総会にて報告する。

19. 広告規定

- 1) プログラム広告は5万円（5ページを上限とする）とする。ただし裏表紙等はこの限りでない。
- 2) 加盟チームは原則として1頁の広告掲載義務を負う。
- 3) 広告内容は実行委員会で認めたものに限る。
- 4) 各チームへの配布数は30部とする。
- 5) 各チームの追加プログラムは実費精算とし、販売価格は1,000円とする。

20. 放送規定

- 1) 放映権料については北信越フットボールリーグ放送規定要項に準ずる。

21. 経費規定

- 1) 旅費については北信越社会人サッカー連盟旅費規程に準ずる。
- 2) 公式戦に関わる経費はホームチームが負担する。
- 3) 実行委員は会議出席時の日当は2,500円とする。ただし、Web会議の場合は1,500円とする
- 4) マッチコミッショナー手当は、1試合5,000円とする。
- 5) 審判員は、主審：5,000円、副審及び第4の審判員は3,000円とする。

22. 慶弔規定

北信越社会人サッカー連盟規定に準ずる。

23. その他

その他運営要項に定めのない事項についての重要事項については、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。

付 1. 昭和50年4月1日より施行
付 2. 平成2年2月8日改正。
付 3. 平成4年8月31日改正。
付 4. 平成6年2月6日改正。
付 5. 平成6年12月21日改正。
付 6. 平成7年2月8日改正。
付 7. 平成8年2月5日改正。
付 8. 平成9年2月22日改正。
付 9. 平成10年2月1日改正。
付10. 平成11年1月31日改正。
付11. 平成12年3月1日改正。
付12. 平成13年2月3日改正。

付13. 平成14年2月2日改正。
付14. 平成15年2月1日改正。
付15. 平成16年1月31日改正。
付16. 平成17年1月29日改正。
付17. 平成18年1月29日改正。
付18. 平成19年1月27日改正。
付19. 平成20年1月26日改正。
付20. 平成21年1月31日改正。
付21. 平成22年1月30日改正。
付22. 平成23年1月29日改正。
付23. 平成24年1月30日改正。
付24. 平成26年2月1日改正。

付25. 平成27年2月7日改正。
付26. 平成29年4月16日改正。
付27. 平成30年4月1日改正。
付28. 平成31年4月1日改正。
付29. 令和2年7月1日改正。
付30. 令和3年3月10日改正。
付31. 令和4年4月1日改正。
付32. 令和5年4月1日改正。
付33. 令和6年4月1日改正。
付34. 令和7年4月1日改正。